

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.51

はじめに

本号では、新型コロナウイルス COVID-19 の世界的流行に端を発した様々な知財関係機関の状況や、南アフリカで最近示された知的財産に関するいくつかの判決について紹介するとともに、新型コロナウイルスに関係する医薬品特許に関して南アフリカで特許の実体審査と強制実施許諾の両方を求める声が上がっているという状況をお伝えする。

エチオピア、マダガスカル、モーリシャス、OAPI — **新型コロナウイルスと知財関係機関の状況**

新型コロナウイルス COVID-19 の蔓延を受けてアフリカ全域で知財当局の閉鎖やサービス制限が拡大している。

エチオピア

エチオピア知的財産庁(EIPO)は、各種の手続行為に関する締切期間の進行を 2020 年 4 月 20 日から 3 か月(90 日)にわたって停止すると発表した。締切期間の進行停止が適用される手続には、異議申立書・答弁書・手続補正書の提出、公告、優先権主張、維持年金の納付、更新、審判請求などが含まれる。

マダガスカル

2020 年 5 月 31 日まで緊急事態の延長が発表されているが、登録局は 2020 年 4 月 20 日に業務を再開している。しかし、当局が完全な機能を発揮できるようになるまでには、もう少し時間がかかりそうである。裁判所も 2020 年 4 月 20 日から業務を再開しているが、こちらもまだ完全に稼働しているとは言えない状態である。

モーリシャス

旅行制限の結果として税関の知財担当ユニットは活動を休止しているようで、弁護士は税関当局の事務所に出向くこともできない(それどころか空港に行くことさえ不可能である)。このような制限は、明らかに模倣品取締活動を妨げるものとなるだろう。

OAPI

OAPI 事務局は活動を継続しているが、各種の制限が課されている。例えば、公衆が OAPI 事務局に立ち入ることは禁止されている。公衆が係争中の事案を傍聴しようとした場合にも、立入禁止が適用される。

南アフリカ — 裁判所が示した判決

ここ最近、南アフリカの裁判所は知的財産に関する重要な判決をいくつか言い渡している。

特許

特許侵害に対する救済

Nu-World Industries (Pty) Ltd v Strix Ltd (2020) ZASCA 28 (26 March 2020) の訴訟で示された判決は、主に手続上の問題と裁判所命令の解釈に焦点を絞っている。

この訴訟で争われた特許は電気回路の安全装置に関わるもので、国産のケトル(湯沸かしポット)に用いられる「温度感知式の過熱制御装置」と説明されている。特許権者は、自らの特許によって保護されている安全装置を備えた特定のケトルを輸入することによって当該特許を侵害したとして、ある企業を提訴した。この訴訟には複数の争点が存在しているが、第一審裁判所は侵害に関わる争点のみを取りあげ、損害賠償に関わる争点は侵害に関する原告の勝訴が確定してから処理されるべきであるとした。第一審裁判所の認定は、係争中の特許は新規性の欠如ゆえに無効であり、従って侵害はないというものであった。

この訴訟の上訴を審理した南アフリカ最高裁判所(Supreme Court of Appeal ; SCA)は一審の判決を覆し、問題の特許は有効であるとの判断を示した上で、4種の制御装置のうち、3種の制御装置を備えているケトルは当該特許を侵害していると認定した。SCAは、これら3種の制御装置、または「当該特許の請求項1において請求されている他の温度感知式過熱制御装置」の製造、使用、販売、販売申出又は輸入を行うことを被告に禁じる差止命令(禁止命令)の発行を認めたのである。それと同時にSCAは、侵害の結果として原告が被った損害に関する調査を命じた。

被告は第一審裁判所での事実審理に先立ち、改良された制御装置を備えたケトルの輸入を開始していたが、その名称はSCAが後日に特許侵害を認定した制御装置と同一であった。しかし、原告が事実審理の前にそれら特定の名称の制御装置を備えたケトルのディスカバリー(証拠開示)を要求していたにも関わらず、被告が事実審理前にそれらの制御装置を開示することはなかった。事実審理の数年後に損害調査の一環としてディスカバリーが行われる過程で、被告はようやく改良型の制御装置を特許権者に開示し、改良型の制御装置を備えたケトルに関して自らの賠償責任を否定した。

特許権者の見解は、改良型の制御装置を備えたケトルも特許を侵害しているというものであった。その結果、特許権者は訴訟の損害賠償に関わる部分について自らの宣言書を修正し、特定の名称を持つ改良型の制御装置を備えたケトルを盛り込んだ内容に変更した。被告はこの修正に対して異議を申し立てた。特許局長はこの修正を認容し、SCAの裁判所命令に見られる「当該特許の請求項1において請求されている他の温度感知式過熱制

御装置」という文言が修正により追加されているが、この文言は改良型の制御装置を含んでいると認定した。

被告は、上記の修正に関する決定を不服として SCA に上告し、SCA は上告の主張を支持した上で以下のように判示した。

- 発行された差止命令は、特定の 3 つのモデルのみに適用されるものではない。裁判所命令の中で「他の」(any other)という文言が使用されているからである。SCA はさらに論を進めて、「差止命令による救済は本質的に未来志向のものであり、将来の違法行為の阻止に適合したものである」と主張している。
- これに対し、損害調査は全く異なる性質を持つ。損害調査は「提訴可能な過去の行為の認定」に基づくもので、その対象は前記の行為に限定される。本件の損害賠償に関する部分に、本件で争われたもの以外の侵害行為に関わる損害賠償が含まれると示唆するような記述は、本件の判決には含まれていない。
- それぞれの争点が独立した別個のものである以上、本件の侵害に関する部分について示された判決は、損害賠償を請求しうる制御装置についての最終的な判断であり、決定的なものである。それゆえ、本件の損害賠償に関する部分に、新たな侵害についての詮議を持ち込むことは許容しがたい。

この判決は実体法を扱ったものではないが、特許訴訟における SCA の判決はかなり珍しいものであるため、ここに論じる価値がある。しかも、SCA の判決は知的財産法の他の分野にも適用されると考えられる。

商標、詐称通用(パッシングオフ)、著作権侵害及び模倣

Quad Africa Energy (Pty) Ltd v The Sugarless Company (Pty) Ltd and Another (2020)
ZASCA 39 の訴訟における SCA の 2020 年 4 月 9 日付判決は、知的財産法の複数の分野にまたがるものであった。

商標

裁判所が審理すべき争点のひとつは、菓子類に関する商標「Sugarlean」が、同一種類の商品に用いられる登録商標「Sugarless」と混同を惹起するほどに類似しているか否か、というものであった。SCA は、それらの商標が混同されることはないだろうとの判断を示している。記述的な文言が商標として使用された場合、僅かな違いだけでも混同を避けるに十分な差異となりうる、と SCA は述べている。

詐称通用(パッシングオフ)

パッシングオフの主張は商品の包装に関係するものである。原告と被告の商品の包装は、いずれも黒を基調として果物の図案を用いているものである。SCA は、パッシングオフは

存在しないとの判断を示した。黒という色の使用は菓子業界ではありふれたことであり、果物の図案の使用も同様にありふれているからである。

著作権

著作権侵害の主張は、商品の包装又はラベルに関係している。侵害を主張されたラベルはオリジナルとされる他方のラベルの正確な複製ではないため、侵害の成立要件となる「**翻案**」(adaptation)という条件を満たしていなければならない。しかし SCA は、前記の要件は満たされていないと認定した。平均的な人間が第 1 のラベルと第 2 のラベルを混同することはまずないと思われるからである。同裁判所は、両者の間に「**客観的類似性**」が存在しない上に、「**独創性のないコピーや下手な改作による盗用**」も存在しないという事実に言及している。

模倣

南アフリカには、特別法として模倣取締法が存在している。今回の訴訟で提示された興味深い争点は、商標侵害も著作権侵害も存在しない場合に、模倣に関する主張が成り立ちうるか否かということであった。成り立ちえない、と SCA は述べた。その際に SCA は、模倣が成立するためには単なる侵害以上のものが要求されると判示した先例に言及している。今回の訴訟では、商標侵害も著作権侵害も立証されなかったのであるから、模倣に関する主張も当然成立しえないことになる。

著作権

SCA のもうひとつの判決は、*Bergh and others v The Agricultural Research Council Case No. 93/2019 (2020) ZASCA 30 (1 April 2020)* の訴訟において言い渡されたものである。この訴訟は著作権に関わるもので、特にコンピュータプログラムの著作権は誰に帰属するかという点が争点となった。南アフリカの著作権法によれば、コンピュータプログラムの著作権者は「**当該プログラムの制作に対して支配権を行使した者**」とされている。

今回の訴訟では、問題のプログラムを作成したのは、とある研究評議会からプログラムの制作を委託された個人であった。ところが、このプログラム制作の指示がいささか異常なものであったことが証拠によって明らかになった。依頼主の研究評議会はプログラム制作の費用を捻出することができなかったため、プログラマーが著作権を取得することに口頭で同意したのである。プログラムの販売 1 件ごとに収益の 85% をプログラマーの会社が受け取る旨を明記した契約書の草案も存在していた。プログラマーは、当該プログラムの制作に必要であった事務所の家賃を賄う程度の少額を受け取った以外に、自らの著作物に対する代価の支払を受けていなかった。

被告である研究評議会が何ら指示を提供せず、プログラマーの作業に対して定期的な承認も与えていないという意味で、この研究評議会はコンピュータプログラムの制作に対する支配権を全く行使していない、と SCA は判示した。「**単にプログラムの開発に必要な金銭の提供と定期的な進捗状況の見直しを行い、プログラムが所期の目的に適うか否かを最終的に確認するための試験を実施しただけで、それ以上のことは何もしていないのでは、**

プログラムの制作に対する支配権は確立されないし、プログラムに対する権限も付与されない」とSCAは語っている。

その結果、著作権は研究評議会ではなくプログラマーに帰属することとなった。

南アフリカ — 南アフリカの特許制度に対する批判

南アフリカの新聞「Daily Maverick」の2020年4月20日付の紙上に、「*The time for procrastination over patents is over*」(特許をいつまでも引き延ばす時代は終わった).という見出しのついた記事が掲載された。この記事は、特許と新型コロナウイルスの両方に関係している。

この記事執筆したのはクワズール・ナタール大学出身の2人の研究者、Yousuf VawdaとBrook K Bakerである。記事で取りあげられているのは、南アフリカ政府は特許の実体審査の必要性を認めているものの実体審査に関する法がいまだに施行されていないという事実である。南アフリカでは、特許の実体審査という問題をめぐって少なからず論争があった。医薬品特許についても、特に医薬品特許による「市場独占の長期化」という問題に関して相当の論議がなされてきた。このシステムのせいで医薬品が多くの人々にとって手の届かないものになっていると考えている人は多い。

新型コロナウイルスの世界的流行を考慮して、南アフリカ政府はブラジル政府の先例に倣って緊急措置を導入し、南アフリカ国民が新型コロナ関係の医薬品を直ちに利用できるようにするために、それらの医薬品について無条件の強制実施権の付与を認めるべきだ、とこの記事の著者は主張している。

(了)

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 51

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年5月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。